日本証券業協会
Japan Securities Dealers Association

資 料 2

「協会員の役職員に対する処分に関するワーキング・グループ」の設置について

2022年9月20日
日本証券業協会

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

１．「協会員の役職員に対する処分に関するワーキング・グループ」の設置

JSDA

「協会員の役職員に対する処分に関するワーキング・グループ」設置要綱

2022年９月20日
日本証券業協会

１．設置の趣旨

本協会では、本年４月20日から５月19日までの間、「自主規制規則の見直しに関する提案」の募集を行ったところ、「情報漏えいに対する処分の厳格化」及び「不都合行為者名簿の公表」の提案が寄せられた。

近年、デジタル社会の進展により、金融商品取引業者等における個人情報や情報管理に対する関心が益々高まってきている。また、金融商品取引業者等の人材の流動化により、転職などを行った役職員の不正な行為を防止し、その信頼性を確保する必要性が強くなっている。

これらの状況を踏まえ、情報漏えいを防止するとともに、重大な法令等違反行為の再発防止のための取組みにより、投資者保護、金融商品取引業及び金融商品取引市場に対する信頼性の維持・向上を図るため、上記提案について検討を行うこととし、自主規制会議の下部機関として、標記ワーキング・グループを設置する。

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

1．「協会員の役職員に対する処分に関するワーキング・グループ」の設置

JSDA

2. 検討事項

(1) 情報漏えいに対する協会員及び金融商品仲介業者の役職員の処分の厳格化

(2) 不都合行為者名簿の公表等

(3) 上記に関連する事項

3. ワーキング・グループの構成及び運営

(1) 本ワーキング・グループの人数は、13名程度とする。

(2) 本ワーキング・グループのメンバーは、協会員の実務に精通した役職員及び有識者のうちから選任する。

(3) 本ワーキング・グループに主査を置く。

(4) 本ワーキング・グループに副主査を置くことができる。

(5) 本ワーキング・グループには、必要に応じオブザーバーを置くことができる。

(6) 本ワーキング・グループの検討状況については、適宜、自主規制会議、外務員等規律委員会及び自主規制企画分科会に報告する。

4. 事務の所管

ワーキング・グループに関する庶務は、規律本部規律審査部が担当する。

以　上

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

2. ワーキング・グループ委員構成

	会社名等・役職
主査	立教大学法学部　教授　河 村 賢 治 氏
委員	学識経験者、法曹関係者（3名）
	会員の役職員（6名）
	特別会員の役職員（2名）
オブザーバー	金融庁 監督局 証券課（1名）

※　協会員の委員は、自主規制会議又は外務員等規律委員会のメンバー会社を中心に選定。役員又は部長クラスを想定。

※　委員の選任は、自主規制会議長に一任することとしたい。

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

３．検討スケジュール

日程	内容
2022年９月15日	自主規制企画分科会において、WG設置を報告
2022年９月20日	自主規制会議において、WG設置を審議 WGメンバーは議長一任
2022年９月末	WGメンバー公表
2022年10月６日	外務員等規律委員会において、WG設置を報告
2022年10月中	WG第１回開催
2022年11月 ～2023年４月頃	WGを5回程度開催（各論を検討）
2023年５月頃	WG報告書案のとりまとめ
2023年６月頃	WG報告書を自主規制会議等に報告後、公表
2023年７月以降	規則改正等を検討

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

（参考）自主規制規則の見直しに関する検討計画について（７月19日自主規制会議資料抜萃）

JSDA

提案事項

協会員の役職員に対する処分の厳格化等（協会員の従業員に関する規則など）

提案の具体的内容

・情報漏えいに対する処分の厳格化

・不都合行為者名簿の協会HPでの公表

提案理由

- 業界の規律を維持し、顧客の信頼を確保していくには、不適切な者を業界から排除していく必要がある。
- 現状でも不都合行為者制度があるが、自社を解雇されるような事故を起こしたにも関わらず、不都合行為者と認定されず他社で活動を続けている例もあり、ギャップを感じる部分がある。
- 情報管理の重要性の高まりといった時代背景も踏まえつつ、より厳格な処分運用を検討してはどうか。
- また諸外国の中には、不都合行為者の氏名の公表を行っている例もあると聞く。協会員が不都合行為者を採用しようとすれば採用時の照会で判明するが、業界から締め出された結果、無登録営業が行われればもぐってしまうため、海外のプラクティスも調査しつつ、不都合行為者名簿の公衆縦覧といったことも検討してはどうか。

検討計画

関係者との意見交換を経て、関連する会議体において検討を行い、結論を得る予定。

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.